

# 株式会社エル・アンド・ジー被害者の皆様へ

2007年10月14日

L & G被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 千葉 肇

- 1 私たち弁護団は、出資金が返還されずに苦しんでおられる皆様の被害の実情と株式会社エル・アンド・ジーの実態を調査し、少しでも多く被害を回復するとともに、加害者たる責任者の刑事処罰の実現のために結成されました。
- 2 株式会社エル・アンド・ジーに集められた資金の多くがすでに消費され、また名義を変更されたり等散逸しているため、その回収は容易ではないと考えざるをえません。
- 3 しかし、何もしないままでは、事態は全く変わりません。それどころか時間が経過するほど被害回復は困難になります。弁護団としては、破産予納金等の条件が整い次第、破産申立に着手することが必要であると考えています。
- 4 そのほかに、本件は、既に、警視庁が出資法違反で強制捜査に着手しています。さらに、本件は、組織的な詐欺事件と考えざるをえませんので、警視庁に刑事告訴して、早急に詐欺罪、組織的詐欺罪の立件に向けて、強制捜査に着手されるよう求めます。
- 5 被害者のうち何名の方々が被害弁護団に依頼されるのか、被害者の方々の声をどこまで集約できるか現時点では不明であるために、破産申立や散逸した資産の回収等、経費がかかり組織力を要する業務について、どこまでの手続きを実行することができるか現時点では不明です。
- 6 しかし、弁護団は、破産申立をして破産管財人によってグループの資産を回収・換金し、公正な配分を行うのが望ましいと考えております。このため、多くの被害者の参加と積極的取組を呼びかけます。
- 7 弁護団に依頼される方は、下記書類に必要事項を記入し、弁護団事務局宛に送付して下さい。

**(1) 委任約諾書 1通 (認印可)**

**(2) 委任状 10通 (予備を含む/認印可・捨印を含め2カ所押印)**

**(3) 登録カード**

**(4) 被害者アンケート**

**(5) 弁護団からの配当があった場合の振込先**

これらに加えて、

**(6) 弁護団に対する着手金の振込の日時、名義が分かる書類(振込控、通帳等)の写し**

**(7) (株エル・アンド・ジーとの契約書類・預り証(必須)、エル・アンド・ジーへの入出金の分かるもの (振込控・通帳等のコピー))**

※ (注1) 証拠は全てA4に統一して下さい。

(注2) 小さいものは、A4中央にコピーして下さい。

(注3) 通帳については、契約日以降、2007年10月中旬くらいまで記載のあるもの。表紙から連続しているもの(加工してあるものは不可)。

**(8) (法人の場合は) 法人登記簿謄本**

を、かならず同封して下さい。

※ なおご家族、ご夫婦など、お金の出所が同じであっても契約書の名義が異なる場合は、名義人ごとに法的手続は進みますので、別々に、すべての書類についての提出と、別々に着手金が必要です。連名では訴訟委任状は使用できませんので、くれぐれもご注意ください。

※ また着手金をお振込みされた場合、上記（６）の振込票の写しなどの添付を、必ず同封してください。お振込みの日付けなどの確認できるものがないと受任出来ません。よろしくお願い致します。

必ず、送付していただく書類は、個人の場合は、７点セット、法人の場合は、８点セットとなります。

※ 郵送する際、郵便切手１０００円分、送付先を書いた返信用封筒（Ａ４判の入る大型封筒）を同封の上、送付してください。

８ なお、以下の着手金は、個別に弁護士に依頼される場合に比べ相当格安になっていることをご理解下さい。これも、被害者の皆様がまとまって取組むことの大きなメリットの一つです。

着手金を計算する際の損害額

= (私が株式会社エル・アンド・ジーに支払った合計金額－株式会社エル・アンド・ジーが私に支払った合計金額)

ただし、上記合計金額には、振込手数料は含めないこと。

損害額 1000万円までは	5万円
損害額 1000万円以上 2000万円までは	10万円
損害額 2000万円以上 3000万円までは	15万円
損害額 3000万円以上の場合を超えた場合には	20万円

９ 上記書類がすべてそろい、かつ、振込が確認された時点で、委任手続きは完了となります。書類等がそろわない場合、振込が確認できない場合には、委任は受けられませんので、ご注意下さい。

10 今後の活動方針や諸手続については、委任手続が完了したことを確認した上で、弁護団事務局から、改めてご連絡します。  
ご協力をよろしくお願いいたします。

連絡先

住所 〒102-0083

東京都千代田区麹町4丁目7番地8 地引第2ビル407号

リンク総合法律事務所

L&G被害対策弁護団

弁護団副団長 弁護士 紀 藤 正 樹

お問い合わせ電話 03-3511-6840～1

平日 12:00～16:00

なお、平成19年10月15日より開設予定です。

※ 郵送する際、郵便切手1000円分、送付先を書いた返信用封筒（Ａ４判の入る大型封筒）を同封の上、送付してください。



## 委任約諾書

私は、株式会社エル・アンド・ジーの破綻による被害救済を図ることを目的として結成された貴弁護士団に対し、下記の事項について委任するにあたり、以下の各条項について了承します。

### 記

#### 第1条 委任事項

- 1、貴弁護士団が必要かつ条件が整ったと認めた場合には破産申立を行うこと。
- 2、貴弁護士団において必要と認める者に対して刑事告訴ないし刑事告発を行うこと。
- 3、条件が整ったと認めた場合には、株式会社エル・アンド・ジー及びその代表者他役員その関係者等に対し、被害回復のための請求交渉あるいは訴訟を行うこと。
- 4、その他、貴弁護士団が被害救済のために必要と判断する手続を行なうこと。
- 5、その他、上記手続による支払金の受領等上記に付随する一切の事項。

#### 第2条 事前に承認した事項

- 1、貴弁護士団が行う事務の処理に関しては、貴弁護士団が適宜選択する弁護士団員である弁護士が私の代理人となること。
- 2、貴弁護士団は、私以外の被害者から委任を受け、今後も委任を受けるものであること。
- 3、株式会社エル・アンド・ジーの破綻に関し、それぞれ権利関係は異なるものの、貴弁護士団と協力関係にある全国の他の弁護士団に依頼した被害者を含む各被害者が、関与者等に対する責任追及を通じて、基本的に平等に被害救済を受けることを承諾し、平等であることの内容に関しては、貴弁護士団の決定に従うこと。
- 4、他の被害者との関係で優越した地位にあることを主張又は要求しないこと。
- 5、貴弁護士団の判断ないし決定に不服の場合、貴弁護士団との委任関係を解消することができるが、その場合、私は、貴弁護士団に納付した着手金、実費の返還を求めることができないこと。
- 6、貴弁護士団は、集団的被害事件としての本件事件の特殊性に鑑み、委任者全員の利益を平等に実現するため、和解金請求交渉、一定の範囲の役員職員その他関係者等に対する損害賠償請求訴訟、破産申立、これに関連する法的措置を、必要性と条件の整い方に鑑みて、適宜選択すること。ただし、破産申立と刑事告訴ないし刑事告発以外の法的措置については、別途費用が発生する場合があります、かつ、別途費用を支払った者とそうでない者との間では、第5条の被害回復金の処理に差が生じることがあること。
- 7、訴訟提起その他の行動に関して、貴弁護士団から要請を受けた場合、委任状の提出等に協力すること。
- 8、本約諾書記載の住所を貴弁護士団からの連絡場所とし、予備的連絡先として後記の者を指定すること。また、貴弁護士団が、私の本約諾書記載の住所及び予備的連絡先に通知しても到達しない場合には、本約諾書に基づく関係は解消されるものとし、貴弁護士団は、既に私が納付した着手金、実費の返還を含む私に対する一切の義務を免れること。
- 9、調査の結果、私が株式会社エル・アンド・ジーに支払った合計金額が、株式会社エル・アンド・ジーが私に支払った合計金額を下回った場合、私が多数の会員を勧誘したことが判明した場合等、被害者救済を図るといふ貴弁護士団の活動趣旨に反する事由が判明した場合には、貴弁護士団は辞任することがあり、かつ、貴弁護士団が、私に対して、他の被害者のために損害賠償請求等の法的措置をとる場合があること。

#### 第3条 (着手金と手数料)

- 1、貴弁護士団に対し、下記着手金（私に対する振込手数料を除く実費込み）を支払うこと。着手金を計算する際の損害額は、以下のとおりとすること。

着手金を計算する際の損害額  
＝（私が株式会社エル・アンド・ジーに支払った合計金額－株式会社エル・アンド・ジーが私に支払った合計金額）

ただし、上記合計金額には、振込手数料は含めないこと。

記

損害額1000万円までは	5万円
損害額1000万円以上2000万円まで	10万円
損害額2000万円以上3000万円まで	15万円
損害額3000万円以上の場合	20万円

2、貴弁護団に対する金銭の支払いは下記の口座に振り込む方法により行うこと。

記

三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店

普通 1534153

L&G被害対策弁護団 事務局長 田中博尊

(エルアンドジーヒガイタイサクベンゴダン ジムキョクチョウ タナカヒロタカ)

(エルアンドジーヒガイタイサクベンゴダン)

#### 第4条 報酬金

配当金その他私の被害回復のため現実に回収した金員の10パーセントに消費税を付した金額を、貴弁護団に報酬として支払うこと。

#### 第5条 被害回復金の処理

貴弁護団の活動によって得た被害回復金は、前条の報酬金を相殺処理した上、振込み手数料を私の負担とした上で、別紙の私の指定した銀行口座に振込み送金して支払うこと。

#### 第6条 辞任

私が第3条の着手金を支払わない場合その他貴弁護団が、私の責めに帰すべき理由によって、私との信頼関係が破壊される等の事由により引続き事件処理を継続することが困難と判断した場合には、貴弁護団は、辞任することができること。

#### 第7条 解任

貴弁護団への依頼後、私が、正当な理由なく途中で弁護団を解任した場合、弁護団の同意なく依頼事件を終結させた場合、故意過失で依頼事件の処理を不能にした各場合は、これらの行為が無かったならば発生したと推定される報酬全額を貴弁護団から請求されることがあること。

年 月 日

住 所 〒

氏 名

(印)

自宅電話 ( )

携帯電話 ( )

Eメールアドレス @

予備的連絡先

住 所 〒

氏 名

自宅電話 ( )

携帯電話 ( )



(印)

訴 訟 委 任 状

年 月 日

住 所 〒

氏 名

(印)

私は、次の各弁護士らを訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

L & G被害対策弁護団 団長

弁護士 千葉 肇 (東京弁護士会所属)

住所 〒120-0034

東京都足立区千住3-98-604 千住ミルディスII番館

弁護士法人北千住パブリック法律事務所

(電話番号 03-5284-2101 FAX番号 03-5284-2104)

及び本書裏面記載の上記弁護団所属の各弁護士ら

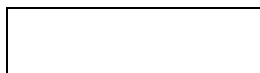
記

第1 事件

第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、訴の取下、和解、請求の放棄、認諾、調停・審判の申立及びその取下、参加申出及びその取下、脱退、控訴・上告・上告受理の申立・抗告・特別抗告及びそれらの取り下げ、反訴の提起、弁済金・物の受領、保管金納入及び受領、復代理人選任及び解任
- 2 担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消に対する同意、同取消決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立
- 3 供託物還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 4 破産申立、債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使他債権者としての権利行使
- 5 民事訴訟法350条の審理を求める申述、同法第357条の異議の申立、同法第360条(同法367条2項、第378条2項による準用の場合を含む)による異議の取下、及びその同意
- 6 民事訴訟法第383条の申立及びその取下、同法第390条、同法第395条の異議の申立及びその取下
- 7 上記相手方について破産申立をなす件、債権届出、配当金の受領、その他破産事件に関する一切の件
- 8 被告訴人に対する告訴の申立及びこれに付随する一切の事項
- 9 上記一切に関する復代理人の選任及び解任

	弁護士名	郵便番号	住所1	住所2	事務所名	電話番号	FAX
1	千葉 肇	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
2	飯田 修	108-0014	東京都港区芝5-20-12	高ビル3階	三田総合法律事務所	03-5232-5740	03-5232-5741
3	田中 博文	160-0017	東京都新宿区左門町10	オーケラス2A	田中博文法律事務所	03-5269-6301	03-5269-6303
4	紀藤 正樹	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第2ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
5	田中 博尊	102-0084	東京都千代田区二番町11-3	相互二番町ビルディング別館5階	山下法律事務所	03-3221-7052	03-3221-7787
6	相澤 和義	101-0041	東京都千代田区神田須田町1-12-3	アルカディアビル8階	あぼろ法律事務所	03-3526-8722	03-3526-8723
7	荒井 哲朗	105-0001	東京都港区虎ノ門1-19-5	虎ノ門1丁目森ビル2階	あおい法律事務所	03-3501-3600	03-3501-3601
8	五十嵐 潤	160-0022	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所	03-3341-3133	03-3355-0445
9	宇都宮 健児	104-0061	東京都中央区銀座6-12-15	西山ビル7階	東京市民法律事務所	03-3571-6051	03-3571-9379
10	浦城 知子	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
11	江川 剛	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第2ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
12	大内 陽子	102-0084	東京都千代田区二番町11-20	ミュージアム1999二番町ビル6階	クレセント法律事務所	03-3238-0575	03-3238-0576
13	岡田 浩志	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
14	岡部 真也	102-0081	東京都千代田区四番町4-8	野村ビル4階	ちよだ総合法律事務所	03-5226-3060	03-5226-3064
15	荻上 守生	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第2ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
16	小貫 陽介	144-8570	東京都大田区蒲田5-15-8	蒲田月村ビル4階	東京南部法律事務所	03-3736-1141	03-3734-1584
17	笠井 收	160-0022	東京都新宿区新宿2-11-7	第33宮庭ビル1003	笠井收法律事務所	03-3356-7617	03-3356-8155
18	笠原 健司	160-0023	東京都新宿区西新宿8-12-1	ダイヤモンドビル6階	新都総合法律事務所	03-5338-7055	03-5338-7066
19	蟹江 鬼太郎	100-0006	東京都千代田区有楽町1-6-8	松井ビル6階	旬報法律事務所	03-3580-5311	03-3592-1207
20	木村 裕二	104-0061	東京都中央区銀座6-12-15	西山ビル7階	東京市民法律事務所	03-3571-6051	03-3571-9379
21	木本 茂樹	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
22	久保田 恭章	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
23	小林 正憲	107-0052	東京都港区赤坂3-20-6	パンフィクマクス赤坂見附3階	新東京法律会計事務所	03-3584-2211	03-3584-2227
24	酒井 恵介	104-0061	東京都中央区銀座6-12-15	西山ビル7階	東京市民法律事務所	03-3571-6051	03-3571-9379
25	佐々木 大介	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第2ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
26	佐藤 淳	180-0004	東京都武蔵野市吉祥寺本町3-8-11	ツインズビル203	法律事務所玲	0422-29-0275	0422-29-0276
27	佐藤 千弥	102-0084	東京都千代田区二番町3-4	T&G麹町ビル222	佐藤法律会計事務所	03-5216-7001	03-5216-7002
28	佐藤 嘉寅	106-0041	東京都港区麻布台1-8-5	麻布台リハイム203	助川法律事務所	03-3586-0628	03-3586-0698
29	志賀 絵里子	104-0061	東京都中央区銀座2-5-5	共同ビル西銀座4階	寺本法律会計事務所	03-5250-3921	03-5250-3925
30	清水 洋二	100-0006	東京都千代田区有楽町1-6-8	松井ビル6階	旬報法律事務所	03-3580-5311	03-3592-1207
31	白石 裕美子	104-0061	東京都中央区銀座6-12-15	西山ビル7階	東京市民法律事務所	03-3571-6051	03-3571-9379
32	鈴木 久彰	103-0013	東京都中央区日本橋人形町1-13-9	藤和日本橋人形町コフ805	鈴木久彰法律事務所	03-5623-2267	03-5623-2268
33	鈴木 加奈子	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
34	瀬戸 和宏	160-0004	東京都新宿区四谷1-20	佳作ビル2階	和の森法律事務所	03-5269-2051	03-5269-2061
35	高木 篤夫	105-0001	東京都港区虎ノ門2-3-22	第1秋山ビルディング6階	ひかり総合法律事務所	03-3597-8701	03-3597-8140
36	武谷 元	105-0003	東京都港区西新橋1-12-8	西新橋中ビル2階	仲田・森谷法律事務所	03-5501-2690	03-5501-2691
37	丹宗 暁信	103-0027	東京都中央区日本橋3-6-7-708	東京グランリッツビル7階	丹宗総合法律事務所	03-3243-1581	03-3243-1582
38	付岡 透	160-0016	東京都新宿区信濃町1-2	信濃町相澤ビル8階	付岡法律事務所	03-5919-4665	03-5919-4667
39	内藤 満	104-0061	東京都中央区銀座2-6-16	銀二ビル6階	すげの法律事務所	03-3563-5222	03-3563-5223
40	中西 友見	104-0061	東京都中央区銀座1-6-11	土志田ビル5階	銀座法律事務所	03-3538-5551	03-3538-5552
41	馬場 望	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
42	林 真希	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
43	東 麗子	105-0001	東京都港区虎ノ門3-25-2	ブリヂストン虎ノ門ビル1階	東京リベルテ法律事務所	03-5776-2211	03-5401-2261
44	姫野 博昭	103-0026	東京都中央区日本橋兜町7-16	日本橋兜町幸ビル3階	りべる総合法律事務所	03-3249-1081	03-3249-1082
45	藤田 城治	105-0001	東京都港区虎ノ門2-5-4	末広ビル7階	森の風法律事務所	03-5521-1733	03-5521-1734
46	古川 美	160-0004	東京都新宿区四谷2-11	第2報友ビル5階	ちゆら法律事務所	03-5312-7160	03-5312-7161
47	洞澤 美佳	107-0052	東京都港区赤坂3-20-6	パンフィクマクス赤坂見附3階	新東京法律会計事務所	03-3584-2211	03-3584-2227
48	前田 領	120-0034	東京都足立区千住3-98	千住ミルディスII番館604	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
49	増村 圭一	100-0011	東京都千代田区内幸町2-2-1	日本プレスセンタービル6階	小笠原国際総合法律事務所	03-5501-7211	03-5501-7212
50	三上 理	104-0061	東京都中央区銀座6-12-15	西山ビル7階	東京市民法律事務所	03-3571-6051	03-3571-9379
51	水田 一彦	160-0022	東京都新宿区新宿1-3-12	壺丁目参番館803	和田元久法律事務所	03-5919-3663	03-5919-3664
52	三ツ村 英一	102-0093	東京都千代田区平河町2-7-4	砂防会館別館A7階西	青南法律事務所	03-6912-3900	03-6912-3901
53	南淵 聡	101-0051	東京都千代田区神田神保町2-8-3	専修大学8号館1階	今村記念法律事務所	03-3264-1721	03-3264-1722
54	森川 真好	105-0001	東京都港区虎ノ門3-16-7	ピュア虎ノ門ビル1階	虎ノ門シティ法律事務所	03-5404-7388	03-5404-0607
55	山内 隆	105-0004	東京都港区新橋1-18-2	明宏ビル7階	セントラル法律事務所	03-3508-0707	03-3508-0920
56	山口 貴士	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第2ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
57	横塚 章	104-0061	東京都中央区銀座6-12-13	大東銀座ビル6階	あかね法律事務所	03-3573-3781	03-3572-0976
58	和田 聖仁	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-7	地引第1ビル3階	麹町市民法律事務所	03-3511-7471	03-3511-7472



## 登録カード

私は、L&G被害対策弁護士団（団長弁護士千葉肇）に登録します。

年 月 日

### 第1 氏名、連絡先など

フリガナ

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印 (認印可)

フリガナ

(住 所) 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(生年月日) 年 月 日

(固定電話番号) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(ファックス番号) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(携帯電話番号) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(メールアドレス) \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

※) 法人の場合には、さらに、商業登記簿に記載されている次の事項

(商 号) \_\_\_\_\_

(本店所在地) 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_



2 投資した資金を貯蓄しておいた理由に○をつけます。(複数回答可)

- ( ) 老後のため
- ( ) 自宅購入資金として
- ( ) 教育資金として
- ( ) 結婚資金として
- ( ) 開業資金として
- ( ) 旅行をするため
- ( ) 特に目的はなく
- ( ) そのほか:

3 資金を貯蓄していた方法に○をつけます。(複数回答可)

- ( ) 預貯金
- ( ) 株式運用資金
- ( ) 親族(続柄 )の資金を運用した。
- ( ) そのほか: ( )

5 株式会社エル・アンド・ジーの会員として投資した動機に○をつけます。(複数回答可)

- ( ) 資金を少しでも増やしたかったから
- ( ) 遊ばせるなら少しでも利息の良いものをと考えたから
- ( ) それまでの方法より安全な貯蓄をしたかったから
- ( ) そのほか:

6 私が株式会社エル・アンド・ジーのことを最初に知った経緯に○をつけます。

- ( ) 友人の紹介です。友人の名前は( )です。
- ( ) 株式会社エル・アンド・ジーの社員から(自宅・職場)へ電話があったからです。  
社員の名前は( )・覚えていない)です。
- ( ) 催し(芸能人コンサート、フェア、展示会など)に出席したからです。催しの名称は( )で、開催時期は  
年 月 日、主催者は、協賛は  
で、芸能人 で、下記のようなことを言っていました。
- ( ) 株式会社エル・アンド・ジー主催の説明会に出席したからです。  
説明した社員の名前は( )です。
- ( ) ホームページを見たからです。アドレスは( )  
です。
- ( ) ダイレクトメール・投げ込みチラシ

7 株式会社エル・アンド・ジースのシステムを信頼するようになった理由は上記6のほか、次のとおりです。(複数選択可能)

- ( ) 友人の紹介です。友人の名前は( )です。
- ( ) 株式会社エル・アンド・ジースの社員から(自宅・職場)へ電話があったからです。  
社員の名前は( )・覚えていない)です。
- ( ) 催し(芸能人コンサート、フェア、展示会など)に出席したからです。催しの名称は( )で、開催時期は  
年 月 日、主催者は、協賛は  
で、芸能人で、下記のようなことを言っていました。
- ( ) 株式会社エル・アンド・ジース主催の説明会に出席したからです。  
説明した社員の名前は( )です。
- ( ) ホームページを見たからです。アドレスは( )  
です。

8 弁護団から、委任者の方へ御連絡することがございます。本件について、ご家族は了解されていますか。

- ( ) はい
- ( ) いいえ

9 これまでの回答欄で書ききれなかったことを書いてください。例えば、首謀者、マスコミあるいはあなたを勧誘した人物に特に言いたいことがありましたら、次にご記入下さい。(書き切れない方は、適宜A4の紙を追加してお書き下さい。)

(別紙) (通帳、領収書、振込み表の控えなどを参考に記入して下さい)

記入者名 (法人の場合は商号も) ( )

名目については、領収書などを見られて可能な限り詳細をご記入ください。

	年月日	L&Gへの送金額 (金融機関への手数料を除く)	L&Gからの受取額	名目
例1	H17.12.19	59,000		
例2	H17.12.19	3,000,000		
例3	H18.3.15	9,000,000		
例4	H18.3.19		270,000	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				



5 誰かをエル・アンド・ジーに勧誘したことがありますか？

はい

いいえ

「はい」の場合、誰ですか？

6 警察や行政に対する捜査協力や調査協力の対応は可能ですか？（可とされた方は事前にご了解をいただいた上で紹介させていただきます）

可

不可

7 マスコミの取材は可能ですか？（可とされた方は、事前にご了解をいただいた上で紹介させていただきます）

可

不可

8 現在すでに他の弁護士さんに依頼されていますか？

はい

いいえ

9 L&G被害対策弁護団への依頼意思はありますか？

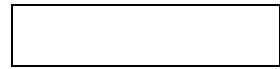
依頼したい

依頼しない

未定

10 その他ご希望があればお書きください。

本アンケートはL&Gの被害対策のためにのみ使用させていただきます。



弁護団からの配当があった場合の振込先

L&G被害対策弁護団 御中

L&G被害対策弁護団から、私に対して配当がなされる場合の、私の振込口座は下記のとおりですので、同口座に振り込んでください。  
なお、振込手数料は、私の負担とすることを了承します。

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
(住所・電話番号欄を必ずご記入下さい。)

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

\*振込先口座は正確・明瞭にご記入下さい。(統廃合された金融機関は銀行名、支店名を改めてご確認のうえご記入ください。) 万一、記入ミス・不明瞭の為、送金出来なかった場合は再度送金させて頂くために、送金手数料のご負担をお願いいただくこととなりますのでご注意ください(送金手続の都合上、郵便局は除かせていただきます)。

記

金融機関名

フリガナ														
(漢字)														

(左づめでご記入ください。  
濁点も1マスを使用してご記入  
ください。)

銀行・信用金庫・信用組合

● (該当に○印してください。)

店番号

--	--	--	--

(左づめでご記入ください。)

店舗名

フリガナ														
(漢字)														

(左づめでご記入ください。  
濁点も1マスを使用してご記入  
ください。)

支店

口座の種別 普通・当座・その他 ( ) ← (該当に○印・ご記入ください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左づめでご記入ください。)

口座名義

フリガナ														
(おなまえ)														

(左づめでご記入ください。  
濁点も1マスを使用し、  
正確に記入してください。)